セーリング競技規則2025－2028　正誤表

2025年1月1日発効規則における改定箇所一覧

JSAFルール委員会

変更点			英語版			日本語版		
頁	規則		行と変更内容	変更前	変更後	行と変更内容	変更前	変更後
9	定義	Obstruction (b) 障害物 (b)	（d）を削除し、元の(c)を(b)に移動し、元の(b)を(c)に移動して文末を変更	(b) an object that is so designated in a rule	(b) an object that can be safely passed on only one side; or	（d）を削除し、元の(c)を(b)に移動し、元の(b)を(c)に移動して文末を変更	(b) **規則**によって、そのように指定された物体。	(b) 一方の側しか安全に通過できないもの。
9	定義	Obstruction (c) 障害物 (c)		(c) an object that can be safely passed on only one side; or	(c) an object, area or line that is so designated in a rule.		(c) 一方の側しか安全に通過できないもの。	(c) **規則**により**障害物**であると指定された、物体、区域またはライン。
9	定義	Obstruction (d) 障害物 (d)		(d) an area or line in a rule that boats are prohibited from entering or crossing.	ー		(d) 規則によって、侵入もしくは通過することを禁じられた区域またはライン。	ー
107	付則F	Obstruction (b) 障害物 (b)	（d）を削除し、元の(c)を(b)に移動し、元の(b)を(c)に移動して文末を変更	(b) an object that is so designated in a rule	(b) an object that can be safely passed on only one side; or	（d）を削除し、元の(c)を(b)に移動し、元の(b)を(c)に移動して文末を変更	(b) **規則**によって、そのように指定された物体	(b) 一方の側しか安全に通過できないもの。
107	付則F	Obstruction (c) 障害物 (c)		(c) an object that can be safely passed on only one side; or	(c) an object, area or line that is so designated in a rule.		(c) 一方の側しか安全に通過できないもの	(c) **規則**により**障害物**であると指定された、物体、区域またはライン。
107	付則F	Obstruction (d) 障害物 (d)		(d) an area or line in a rule that boats are prohibited from entering or crossing.	ー		(d) 規則によって、侵入もしくは通過することを禁じられた区域またはライン。	ー
128	付則J	J2.2(15)	1行目、the race committeeをa ruleに変更	description of any object, area or line designated by the race committee to be an *obstruction* (see the definition *Obstruction*), and any restriction on entering such an area or crossing such a line;	description of any object, area or line designated by a *rule* to be an *obstruction* (see the definition *Obstruction*), and any restriction on entering such an area or crossing such a line;	1行目、レース委員会を**規則**に、指定されるを指定されたに変更	レース委員会により**障害物**に指定される物体、区域またはライン（定義『**障害物**』参照）およびその区域への侵入またはそのラインを横切ることの制限。	**規則**により**障害物**であると指定された、物体、区域またはライン（定義『**障害物**』参照）」およびその区域への侵入、またはそのラインを横切ることの制限に関する記述 。
10	定義	Proper Course プロパー･コース	1行目、in order toの後を差し替え	A course a boat would choose in order to complete the leg she believes she is on as soon as possible in the absence of the other boats referred to in the rule using the term. A boat has no *proper course* before her starting signal.	A course a boat would choose in order to *sail the course* as quickly as possible in the absence of the other boats referred to in the rule using the term. A boat has no *proper course* before her starting signal.	1行目、完了を**コースを帆走**に変更	この用語を用いている規則に関わる他艇がいない場合、自分がいると思っているレグをできるだけ早く完了するために選択するであろうコースを**プロパー・コース**という。	この用語を用いている規則にかかわる他艇がいない場合、できるだけ早く**コースを帆走**するために選択するであろうコースを**プロパー・コース**という。
19	規則	18.4	ー	ー	ー	タイトル、冒頭にゾーン内でを追加	ジャイブする場合	ゾーン内でジャイブする場合
39	規則	60.5(c)(4)	1行目の規則番号に(1)を追加	rule 60.5(d)	rule 60.5(d)(1)	1行目の規則番号に(1)を追加	規則60.5(d)が適用される場合。	規則60.5(d)(1)が適用される場合。
88	付則D	D1.2(a)(1)	4行目にon the other teamを挿入	unless the incident involved contact between boats (This changes rule 60.4(a)(2).);	unless the incident involved contact between boats on the other team (This changes rule 60.4(a)(2).);	4行目に相手チームとのを挿入	ただし、インシデントが艇間の接触に関するものである場合は除く。	ただし、インシデントが相手チームとの艇間の接触に関するものである場合は除く 。
109	付則F	F2 18.2(a)(2)	18.2(a)(2)の後に新たな文章を追加	ー	When a kiteboard is required to give *mark-room* by this rule, she shall continue to do so for as long as this rule applies, even if later an *overlap* is broken or a new *overlap* begins.	18.2(a)(2)の後に新たな文章を追加	ー	カイトボードがこの規則によって**マークルーム**を与えることを要求された場合、この規則が適用される限り、たとえ後になって**オーバーラップ**が切れたり、新しい**オーバーラップ**が始まったりしたとしても、**マークルーム**を与え続けなければならない。
109	付則F	F2 18.2(c)	元の(b)を(c)に移動し、新たな(b)を挿入	(b) If the kiteboard entitled to *mark-room* leaves the *zone* , the entitlement to *mark-room* ceases and rule 18.2(a) is applied again if required based on the relationship of the kiteboard at the time rule 18.2(a) is re-applied.	(c) If the kiteboard entitled to mark-room leaves the zone, the entitlement to mark-room ceases and rule 18.2(a) is applied again if required based on the relationship of the kiteboard at the time rule 18.2(a) is re-applied.	元の(b)を(c)に移動し、新たな(b)を挿入	(b) **マークルーム**を得る資格のあるカイトボードが**ゾーン**を離れた場合には、**マークルーム**を得る資格は終了し、両カイトボードの関係に基づき必要となる場合には、その時点で再び規則18.2(a)が適用される。	(c) **マークルーム**を得る資格のあるカイトボードが**ゾーン**から離れた場合には、**マークルーム**を得る資格は終了し、両カイトボードの関係に基づき必要となる場合には、その時点で再び規則18.2(a)が適用される。
109	付則F	F2 18.2(b)		ー	(b) Rule 18.2(a) no longer applies if either kiteboard referred to in this rule changes *tack* .	元の(b)を(c)に移動し、新たな(b)を挿入	ー	(b) 規則18.2(a)は、この規則にかかわる どちらかのカイトボードが**タック**を変更した場合には適用されない。

正誤表－1（2025年1月1日発行）

修正点			英語版			日本語版		
頁	規則		行と訂正内容	誤	正	行と訂正内容	誤	正
4	オンライン規則文書		下から7行目のBlind Competitors をVisually Impaired Sailorsに修正	Blind Competitors	Visually Impaired Sailors	視覚障害競技者を視覚障がいセーラーのためのに修正	視覚障害競技者	視覚障がいセーラーのための
4	オンライン規則文書		下から6行目のTest Ruleを Development Ruleに修正	Test Rule for Umpired Radio Sailing	Development Rules for Umpired Radio Sailing	変更なし	―	―
10	定義	Party 当事者	omissionの前にimproperを挿入	improper action or omission	improper action or improper omission	変更なし	―	―
24	規則	27.3	3行目の（　）内にflag N, を挿入	（display flag N over H, or N over A, with three sounds).	（display flag N, flag N over H, or N over A, with three sounds).	3行目の（　）内にN旗、を挿入	**中止**（音響3声と共にH旗の上にN旗、またはA旗の上にN旗を掲揚）	**中止**（音響3声と共にN旗、H旗の上にN旗、またはA旗の上にN旗を掲揚）
26	規則	32.1(b)	―	―	―	(b)のタイム・リミットを レース・タイム・リミットに修正	どの艇もタイム・リミット内に**コースの帆走**をできそうもない不十分な風。	どの艇もレース・タイム・リミット内に**コースの帆走**をできそうもない不十分な風。
26	規則	32.3	1行目、the raceをa race in progressに変更	To *abandon* the race,	To *abandon* a race in progress,	1行目の冒頭に進行中のを追加	レースを**中止**する場合、	進行中のレースを**中止**する場合、
42	規則	63.1(a)(4)	the representativeを representatives of boatsに修正	the representative shall have been on board	representatives of boats shall have been on board	変更なし	―	―
43	規則	63.3(e)	2行目のprotest committeeの後にmemberを追加	protest committee	protest committee member	変更なし	―	―
49	規則	69.2(j)	7～8行目、specificをmajorに、RegulationsをCode of Ethicsに修正	for specific international events listed in the World Sailing Regulations,	for major international events listed in the World Sailing Code of Ethics,	7行目のWorld Sailing規定集にあげられた特定の国際大会を、倫理規程にあげられた主要な国際大会に修正	World Sailing規定集にあげられた特定の国際大会	倫理規程にあげられた主要な国際大会
49	規則	69.2(k)	9～10行目、specificをmajor に、RegulationsをCode of Ethicsに修正	for specific international events listed in the World Sailing Regulations,	for major international events listed in the World Sailing Code of Ethics,	8行目のWorld Sailing規定集にあげられた特定の国際大会を、倫理規程ににあげられた主要な国際大会に修正	World Sailing規定集にあげられた特定の国際大会	倫理規程にあげられた主要な国際大会
54	第7章	タイトル	2行目のRACEをEVENTに修正	RACE ORGANIZATION	EVENT ORGANIZATION	変更なし	―	―
69	付則B	B5	1行目の規則番号に(2)を追加	rule 60.4(a)	rule 60.4(a)(2)	1行目の規則番号に(2)を追加	規則60.4(a)	規則60.4(a)(2)
73	付則C	前文	Blind Competitors をVisually Impaired Sailorsに修正	Blind Competitors	Visually Impaired Sailors	視覚障害競技者を視覚障がいセーラーに修正	視覚障害競技者	視覚障がいセーラー
95	付則E	前文	Test RuleをDevelopment Ruleに修正	A Test Rule for Umpired Radio Sailing	Development Rules for Umpired Radio Sailing	変更なし	―	―
114	付則F	F5 60.2(a)(1)	2行目の文末にat the first reasonable opportunity を追加	she shall hail 'Protest'.	she shall hail 'Protest' at the first reasonable opportunity.	1行目に最初の妥当な機会にを挿入	「プロテスト」と声をかけなければならない。	最初の妥当な機会に「プロテスト」と声をかけなければならない
115	付則F	F5 60.5(e)	冒頭のifをIf the protest committee decides thatに修正	if a kiteboard	If the protest committee decides that a kiteboard	冒頭のもしを削除、引き起こした場合を引き起こしたとプロテスト委員会が判断した場合に修正	もしカイトボードが規則違反し、免罪されず、その結果、大会中に2回目以降の絡まりを引き起こした場合	カイトボードが規則違反し、免罪されず、その結果、大会中に2回目以降の絡まりを引き起こしたとプロテスト委員会が判断した場合
119	付則G	G1、表	15行目、香港の国名を修正	Hong Kong	Hong Kong, China	15行目、香港の国名を修正	香港	中国、香港特別行政区
119	付則G	G1、表	下から5行目、チェコ共和国の国名を修正	Czech Republic	Czechia	下から5行目、チェコ共和国の国名を修正	チェコ共和国	チェコ
120	付則G	G1、表	2行目、マケドニアの国名を修正	Macedonia (FYRO)	North Macedonia	2行目、マケドニアの国名を修正	マケドニア（旧ユーゴスラビア共和国）	北マケドニア
120	付則G	G1、表	国名と文字を新規追加	―	Bolivia BOL Botswana BOT Brunei BRU Cambodia CAM Iran IRI Iraq IRQ Jordan JOR Macau, China MAC Montserrat MNT Solomon Islands SOL St Kitts & Nevis SKN Tajikistan TJK Timor Leste TLS Tonga TGA Turks & Caicos TCA	国名と文字を新規追加(表に文字のアルファベット順に挿入する)	―	ボルビア BOL ボツワナ BOT ブルネイ BRU カンボジア CAM イラン IRI イラク IRQ ヨルダン JOR 中国、マカオ特別行政区 MAC モントセラト MNT ソロモン諸島 SOL セントクリストファー・ネービス SKN タジキスタン TJK 東ティモール TLS トンガ TGA タークス・カイコス諸島 TCA
130	付則M	M2.3(e)	omissionの前にimproperを挿入	improper action or omission	improper action or improper omission	変更なし	―	―
147	付則S	12.1	Race Time Limitの行のtoの後ろの;=を削除	to;=	to	変更なし	―	―
147	付則S	12.1	Finishing Windowの行のboatの後ろの;=を削除	boat:=	boat	変更なし	―	―

正誤表－2（2025年3月25日発行）

修正点			英語版			日本語版		
頁	規則		行と訂正内容	誤	正	行と訂正内容	誤	正
19	規則	19.1	変更なし	－	－	1行目のただし書き後半の訂正	ただし、規則18がその2艇間に適用される場合および以下の場合を除く。	ただし、規則18がその2艇間に適用され、かつ以下のいずれかである場合を除く。
28	規則	40.2(c)	変更なし	－	－	文言追加	クラス規則、レース公示、帆走指示書に明記されている場合。	クラス規則、レース公示、帆走指示書のいずれかに明記されている場合。
46	規則	63.7(b)	変更なし	－	－	3行目に文挿入	審問の再開を要求することができる。ただし、レースが予定されている最終日では、要求は、次の時間内に提出されなければならない。	審問の再開を要求することができる。その要求は、理由を明らかにしなければならない。ただし、レースが予定されている最終日では、要求は、次の時間内に提出されなければならない。
64	付則B	B2 17	変更なし	－	－	3行目の定義語　風下をゴシック体に訂正	同一タックの他のボードの風下に**オーバーラップ**しているボードは、	同一タックの他のボードの**風下**に**オーバーラップ**しているボードは、
112	付則F	F4 42.2(a)	変更なし	－	－	2行目の文末の訂正	推進されなければならない。	推進することができる。
112	付則F	F4 42.2(b)	変更なし	－	－	1行目	**泳ぐ、歩くまたはパドリングしても良い。**	**泳ぐ、歩くまたはパドリングしてもよい。**
113	付則F	F4 44.1	変更なし	－	－	1行目	1件のインシデントで1つかそれ以上の第2章の規則または規則31に違反したかもしれないカイトボードは、	1件のインシデントで1つもしくはそれ以上の第2章の規則または規則31に違反したかもしれないカイトボードは、
113	付則F	F4 44.1(b)	変更なし	－	－	2行目～4行目	ペナルティーを履行したとしてもそのレースまたはシリーズにおいて明らかに有利となったり、あるいは他のカイトボードに明らかに不利を与えた場合には、その艇のペナルティーはリタイアすることなければならない。	ペナルティーを履行したとしても、そのレースもしくはシリーズにおいて明らかに有利となったり、または他のカイトボードに明らかに不利を与えた場合には、そのカイトボードのペナルティーは、リタイアすることなければならない。
115	付則F	F5 60.5(d)	変更なし	－	－	1行目～2行目（正誤表-1への修正）	カイトボードに許容範囲を超える製造誤差があるとプロテスト委員会が判断した場合、	カイトボードに許容範囲を超える製造誤差があるとプロテスト委員会が判断した場合には、

正誤表－3（2025年4月11日発行）

修正点			英語版			日本語版		
頁	規則		行と訂正内容	誤	正	行と訂正内容	誤	正
16	規則	第2章前文最後の文	変更なし	－	－	右記の赤字部分を削除	レース公示に記載した場合には、第2章の規則は、IRPCASの航路権規則または航路権に関する国内法規が、第2章の規則に置き換えられる。	レース公示に記載した場合には、第2章の規則は、IRPCASの航路権規則または航路権に関する国内法規に置き換えられる。

正誤表－4（2026年4月20日発効）

修正点			英語版			日本語版		
頁	規則		行と訂正内容	誤	正	行と訂正内容	誤	正
100	付則E	E6.3	hailをinform the other boat at the first reasonable opportunity by hailingに修正	Rule 60.2(a)(1) is changed to: (1) If the protestor is a boat, she shall hail ‘(Her own sail number) protest (the sail number of the other boat)’.	Rule 60.2(a)(1) is changed to: (1) If the protestor is a boat, she shall inform the other boat at the first reasonable opportunity by hailing ‘(Her own sail number) protest (the sail number of the other boat)’.	右記の赤字部分を修正	規則60.2(a)(1)を次のとおり変更する。 (1) 抗議者が艇の場合、その艇は、「（自艇のセール番号）プロテスト（相手艇のセール番号）」と声をかけなければならない。	規則60.2(a)(1)を次のとおり変更する。 (1) 抗議者が艇の場合、その艇は、最初の妥当な機会に「（自艇のセイル番号）プロテスト（相手艇のセイル番号）」と声をかけることによって相手艇に伝えなければならない。

正誤表－5（2026年5月30日発行）

修正点			英語版			日本語版		
頁	規則		行と訂正内容	誤	正	行と訂正内容	誤	正
46	規則	64	変更なし	－	－	右記の赤字部分を文末に追加		審問を行う必要はない。